

平成 30 年 10 月 11 日

各 位

所在地：東京都文京区弥生二丁目 1 1 番 1 6 号
(東京大学大学院工学系研究科総合研究機構内)
団体名：一般財団法人 情報法制研究所
代表者：理 事 長 鈴木 正朝
U R L : <http://www.jilis.org/>

インターネット上の海賊版対策の進め方に関する意見書の発表

一般財団法人情報法制研究所（東京都文京区、理事長：鈴木正朝、以下 JILIS）は、JILIS 情報通信法制研究タスクフォースにおきまして、現在政府において検討されているインターネット上の海賊版対策について、意見書を取りまとめましたので、お知らせいたします。

本提言については下記の通りです。

提 言 作 成 日：平成 30 年 10 月 11 日

提 言 作 成 者：一般財団法人情報法制研究所（JILIS）情報通信法制研究タスクフォース

TF 構成メンバー：研究主幹 曾我部 真裕（JILIS 理事、京都大学教授）

構 成 員 穴 戸 常 寿（JILIS 理事、東京大学教授）

構 成 員 新 保 史 生（JILIS 参与、慶應義塾大学教授）

構 成 員 丸 橋 透（JILIS 上席研究員、明治大学教授）

構 成 員 成 原 慧（JILIS 上席研究員、九州大学准教授）

構 成 員 森 亮 二（弁護士）

オブザーバ 鈴木 正朝（JILIS 理事長、新潟大学教授、理化学研究所 PI）

オブザーバ 江 口 清 貴（JILIS 専務理事、国際大学 GLOCOM フェロー）

オブザーバ 板倉 陽一郎（JILIS 参与、弁護士）

オブザーバ 上沼 紫野（JILIS 上席研究員、弁護士）

オブザーバ 加藤 尚徳（JILIS 研究員）

主要研究テーマ：個別の具体的なケースを基礎に、主に「通信の秘密」の観点から検討を行うと共に、問題解決に向けて具体的な提言を行う。ネットワークブロッキングについて昨今大きく問題視されてきていることから、本件について産学等で意見交換を行いつつ、憲法及び電気通信事業法等を踏まえて諸外国の立法例等も参照しながら問題点を洗い出すとともにその解決策を検討し提言する。

インターネット上の海賊版対策の進め方に関する意見書

平成 30 年 10 月 11 日

一般財団法人情報法制研究所

情報通信法制研究タスクフォース

(研究主幹：曾我部真裕)

本年 4 月 13 日、政府の知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議は「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急方針」（以下、「緊急方針」という。）を決定し、特に悪質な 3 つの海賊版サイト（及びこれらと同一とみなされるサイト）について、「法制度整備が行われるまでの間の臨時的かつ緊急的な措置として」「ブロッキングを行うことが適当」とした。

これを受けて、本年 6 月 22 日より、知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議（タスクフォース）」（以下、タスクフォースという）が本日までに 8 回開催され、インターネット上の海賊版対策について議論がなされてきたところである。

タスクフォースでは、ブロッキング以外の手法も含めた総合的なインターネット上の海賊版対策を立案することが求められているが、中間とりまとめ（案）では提案された各手法について議論が深まっていない状況である。他方で、ブロッキングに関しては、導入の前提となる事実関係と法的な整理のあり方との両面について多くの課題が指摘されたにもかかわらず、中間とりまとめ（案）では両論が併記されており、なお拙速な

法制化に含みが持たされている状態にある。

さて、ブロッキングは、インターネットを利用する無辜の日本国民全員の通信の秘密を侵害する手法である。そして、通信の秘密は、日本の憲法秩序においてプライバシーだけでなく、表現の自由・知る権利を保護し、安全で安心な通信制度（ISP の公共的役割）を保障する役割を担っていることを、重視する必要がある。したがって、ブロッキングの法制化が憲法違反とならないためには、具体的な立法事実に照らして、重要な公共の利益の実現のためにより制限的でない他に選ぶ手段（LRA）がないことが求められる。

このような観点から、このたび、1.で述べるとおり、ブロッキング法制化の可否に重大な影響を与える事実が明らかとなったことを踏まえて、私たちは、以下の3点について提言する。

1. タスクフォースの設置・検討の前提条件に重大な過誤があったことを認識すべきであること

タスクフォースが設置された目的は、以下の通りである。

昨今、運営管理者の特定が困難であり、侵害コンテンツの削除要請すらできないマンガを中心とする巨大海賊版サイトが出現し、多くのインターネットユーザーのアクセスが集中する中、順調に拡大しつつあった電子コミック市場の売り上げが激減するなど、著作権者、著作隣接権者又は出版権者の権利が著しく損なわれる事態となっている。これら著作権者等の更なる権利侵害の拡大を食い止めるとともに、安全なインターネット環境を実現するため、インターネット関連事業者、コンテンツ産業関連事業者、有識者が集い、従来の対応に加え、新たな対策を緊急に講じるための枠組を検討することとする。（資料1-1「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議（タスクフォース）の設置について」より）

しかし、本年4月13日の緊急方針の対象としてあげられている3サイトのうち、「漫画村」について、当該サイトが利用していたCDN（コンテンツ・デリバリー・ネットワーク）に開示請求を行うことで、侵害者と考えられる個人の特定ができることが明らかとなった¹。この手法を実施した弁護士によれば、この手法は一般的に行いうる手段であり、そのことは、当該サイトが「運営管理者の特定が困難であり、侵害コンテンツの削除要請すらできないマンガを中心とする巨大海賊版サイト」ではなかったことを意味するものである。また、今回この手続に要した期間は訴訟提起から17日間であり、被害に気付いた時点で実施していれば、出版社は多大な被害を負う前に対処が可能であったと考えられる。

また出版社の被害額は緊急方針の別紙で「漫画村」について約3000億円と推計されると記載されているが、JILISが行った情報公開請求で得られた資料によれば、本年3月29日の資料では「大手出版社A社は、直近年度において数十億円以上、割合にして20%～40%程度の売上減の可能性、大手電子書店B社及びC社の売り上げ減は総額20億円以上となる」数十億円の被害という書き方であった²。またこの推計に使われたアクセス件数を提供しているSimilarWebの統計データについて諸外国で正確さについて疑問視されていることを踏まえると、実際の被害額はここまでではなかった可能性が極

¹ 山口貴士「意見書（ディスカバリー制度を利用した海賊版サイト運営者の特定について）」（2018年10月10日）。

² 知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会 インターネット上の海賊版対策に関する検討会議（タスクフォース）（第8回）森委員資料

めて高い。

さらに、タスクフォースの議論においては、第1回の資料からブロッキングが世界42カ国で導入されているとされてきたが、実際にはこのうち少なくとも15カ国において15年間実績無しであることが指摘されている³。これらについては、ブロッキングが制度として導入されていると評価することは難しいと考えられる。

以上のように、タスクフォースがこれまで前提としてきた事実に重大な誤認があったことを認識する必要がある。

2. タスクフォースの議論は新たな前提事実を踏まえて改めてなされるべきであること

1. を踏まえると、タスクフォースの議論のうち、少なくともブロッキングに関するものについては、前提となる事実を見直した上で、再検討が必要である。

特に、1. であげられた CDN に対する手法により侵害者の特定と、それに基づいた司法的な手続が可能であることに鑑みると、公共の利益の実現のためにより制限的でない他に選ぶ手段（LRA）があると言えるため、通信の秘密の立法による制約が憲法違反と評価されることに注意する必要がある。また、被害額や諸外国の導入状況も現状では到底「具体的な立法事実」とはいえず、再度の検証が必要である。

³ 知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会 インターネット上の海賊版対策に関する検討会議（タスクフォース）（第6回）森委員資料

3. インターネット上の海賊版に対する総合的な対策を作ること

インターネット上に海賊版が蔓延することによって、漫画家、出版社、映像作家、制作会社等に損害が生じ、ひいては良質なコンテンツの制作環境に悪影響を与えることは明らかである。

1. であげているような手段で侵害者を特定し、その責任を追及することができるにしても、それまでに生じる被害を軽減したり、そもそも海賊版サイトが出現しにくい環境を整備したりするために、実効的かつ総合的な対策を推進する必要がある。

前提事実に重大な誤認があったことが判明したことから、ブロッキングについての検討はいったん白紙に戻した上で、中間とりまとめ（案）第2章で記載されている、リーチサイトの違法化や電子出版のダウンロード違法化のための立法も含めた各手法の検討をさらに深めることが必要である。また、タスクフォースでは議論されたものの同（案）では記載されていない民事訴訟法やプロバイダ責任制限法の改正の議論等も排除されるべきではない。あわせて著作権者、出版社、通信事業者等の信頼関係に基づき、情報交換・意見共有などの連携を行う枠組み作りについて検討することが求められる。そのための協力関係の構築には、各当事者間の信頼関係の醸成が不可欠であるところ、ブロッキングの法制化を強行することは、そのような信頼関係を阻害するものであることにも留意すべきである。

以上

なお、本意見書に賛同する団体・有識者は以下の通りである。

(2018 年 10 月 11 日 21 時現在)

賛同団体一覧 (50 音順)

一般社団法人インターネットユーザー協会
一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

賛同者一覧 (50 音順)

伊藤雅浩	シティライツ法律事務所 弁護士
上原哲太郎	JILIS 理事・立命館大学情報理工学部教授
江崎浩	東京大学大学院情報理工学系研究科教授
大橋鉄雄	フリーランス法情報編集者
奥村裕一	JILIS 理事、東京大学公共政策大学院客員教授
楠正憲	一般社団法人 OpenID ファウンデーション・ジャパン代表理事
小寺信良	一般社団法人インターネットユーザー協会代表理事
沢田登志子	一般社団法人 E C ネットワーク理事
清水陽平	法律事務所アルシエン弁護士
庄司昌彦	国際大学 GLOCOM 准教授・主幹研究員
立石聡明	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会副会長・専務理事
田中邦裕	さくらインターネット株式会社代表取締役社長
壇俊光	北尻総合法律事務所弁護士
鶴巻暁	JILIS 上席研究員・弁護士
寺田眞治	慶應義塾大学 SFC 研究所上席所員
鳥海不二夫	JILIS 理事、東京大学大学院工学系研究科准教授
中川裕志	理化学研究所 AIP グループディレクター
長田三紀	全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
平林健吾	シティライツ法律事務所弁護士
水野祐	シティライツ法律事務所弁護士
八田真行	駿河台大学経済経営学部准教授
山口貴士	弁護士・カリフォルニア州弁護士
湯浅壘道	JILIS 参与・情報セキュリティ大学院大学教授
横田明美	千葉大学大学院社会科学研究院准教授
吉井和明	弁護士法人 ALAW&GOODLOOP 弁護士

一般財団法人情報法制研究所とは

2016 年に情報法制に関する研究と政策提言を目的として設立された研究組織です。学を中心として政官産民の連携を図りながら、日本の将来を見据えた合理的な政策提言を行う実践的な活動を行うことを目指しています。

「情報法制」とは、法学分野に限定することなく、情報工学、経済学、経営学、政治学、社会学、情報学、教育学といった広い視点から学際的に「情報に関する政策論」も視野に入れた広い意味を込めて使っています。

本件についての問い合わせ先

一般財団法人情報法制研究所 専務理事／事務局長 江口清貴
東京都千代田区永田町二丁目 1 7 ー 1 7 AIOS 永田町 3 1 2 号室
電話番号； 0 7 0 ー 3 8 1 1 ー 9 0 2 4 E-mail：jilis@jilis.org